

〈入野中学校 生活のきまり〉 令和6年度版

1 登下校と通学路，校外への外出について

- 服装は制服で，徒歩で通学します。ただし部活動後の下校は，部活動での服装のままでもよいです。校内服での登下校は雨天，夏季，学校行事等，特別な場合です。
- 登下校時は，不審者対策として，人や車の通行が少ない道路は避けましょう。
- 道路は右側を歩行します。横に広がらないようにしましょう。
- 登校後 8:10 には，校内服への着替えを終えて着席しているようにしましょう。8:10 までに入室していないと遅刻になります。

★欠席・遅刻・早退の連絡について

- ▷ 欠席・遅刻の場合は，さくら連絡網で当日の8時までに入力・送信するか，7時30分～8時に保護者が学校へ連絡をしてください。
※遅刻した時は，最初に職員室に行き，登校したことを報告します。
- ▷ 早退の場合は，学級担任か養護教諭が保護者に連絡をします。
※具合の悪い場合は，保護者に迎えに来ていただくことを原則とします。

- 登校後の外出は，原則禁止です。
- 部活動の完全下校時刻は以下の通りです。

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18:00	18:00	18:00	18:15	18:15	18:00	17:30	17:15	17:15	17:30	17:45

2 服装等について

(1) 制服

- 学生服・セーラー服どちらかを選択します。

	冬 服	夏 服
学生服	・標準学生服 ・標準学生ズボン(ベルト着用)	・白で無地のYシャツ(半袖可) ・標準学生ズボン(ベルト着用)
セーラー服	・入野中指定冬用セーラー服 ・スカート(膝がかくれる長さ)	・入野中指定夏用セーラー服 ・スカート(膝がかくれる長さ)

- ▷ 学生服で着用するベルトは，黒・茶で装飾ないものとします。
- ▷ 学生服・セーラー服とも冬服のみ校章をつけます。
- ▷ 冬服・夏服の衣替えについては，改めて連絡します。

- 集会などでの服装について

	具体的な場面	服装のルール
儀 式	入学式 卒業式	白の靴下・学生服はYシャツ着用
それ以外	始業式 終業式 修了式	制服を着用していればあとは制約なし

- ▷ 朝礼や任命式，表彰集会等で登壇する生徒は，白の靴下を着用します。

- その他の活動の際の服装について

- ▷ 校外での活動(例：修学旅行・火伏せの集い)や，学力調査等のテストの時の服装については，それぞれ指示が出ます。

(2) 校内服

- 学校指定の体操服(半袖シャツ・ハーフパンツ), ジャージ(上・下)を着用します。
 - ▷ 半袖シャツの裾は, ハーフパンツに入れます。
 - ▷ 体操服・ジャージ共に, 下に着用しているものの裾や袖が出ないようにします。
 - ▷ 半袖シャツ・ジャージ上には, 名札をつけます。

(3) 靴・靴下

- 登下校時の靴
 - ▷ 保健体育の授業で運動するのに適したものを使用します。
 - ▷ 色などの指定はありません。
- 上靴(体育館シューズ兼用)
 - ▷ 学年カラーのラインが入った学校指定のものを使用します。
- 靴下
 - ▷ 儀式の時以外は, 色は白・紺・グレー・黒のものを着用します。無地のほか, ワンポイントやラインが入ったものは可とします。
 - ▷ 儀式の時は白の靴下を着用します。

(4) 防寒着

- セーター・トレーナー
 - ▷ 着用してもよいです。
 - ▷ 必ずジャージや制服の下に着るようにし, 袖や裾を含めて着ているのが見えないようにしましょう。
- 登下校時
 - ▷ マフラーやネックウォーマー, 手袋を着用することができます。
 - ▷ ウィンドブレーカーやスクールコート, ダッフルコートを着用することができます。
 - ▷ 上記2つについては, 教室入室後すぐに脱ぐ・外すようにします。
 - ▷ セーラー服を着用する場合は, 黒のタイツやレギンス, スパッツ等を着用することができます。

(5) 頭髪

- 通学や学校生活において支障がない長さ・髪型を心がけましょう。

3 持ち物について

- 持ち物は学校指定の通学バッグに入れて登下校します。
 - ▷ 通学バッグに荷物が入りきらない場合は, 指定のサブバッグを使用してもよいです。
 - ▷ サブバッグのかわりに, 部活動で使用しているバッグを用いてもよいです。
- 学習に関係のないものは学校に持ってきません。
 - ▷ 雑誌・刃物・菓子・音楽プレーヤー・ゲーム機・スマートフォン・装飾品など

4 校外生活における注意

(1) 自転車の乗り方

○特に次の点に気をつけましょう。

- ▷ 左側通行です。
- ▷ 2人乗り、並進(2台以上が横並びで走行する)は禁止です。
- ▷ 夜間はライトを点灯します。
- ▷ 運転中にスマートフォンを操作する、傘をさす、イヤホン(ヘッドホン)をする等は禁止です。

○静岡県自転車条例により、自転車保険に入る義務があります。また、ヘルメットを着用することが努力義務となっています。

○自転車は車両です。上記だけでなく、道路交通法を守った上で乗りましょう。

(2) みなさんの健全育成に関する内容

○法に触れる行為は絶対にしないようにしましょう。

- ▷ 飲酒・喫煙は法律で禁止されています。万引は犯罪です(窃盗罪)。

○「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」に、次のことが定められています。必ず守るようにしましょう。

- ▷ 夜 23 時から未明 4 時までは、深夜徘徊として補導の対象になります。
- ▷ パチンコ店・オートレース場・競艇場は、保護者が同伴していても入場できません。
- ▷ ゲームセンターは、18 時以降は入場できません(保護者同伴なら、22 時までは入場できます)。
- ▷ 上記の施設以外でも、夜 23 時以降は、保護者同伴でも入場できません。
(例)映画館・カラオケボックス・インターネットカフェやマンガ喫茶・ボウリング場・ゲームコーナー

※ 生活のきまりについては生徒協議会、生徒集会等を通して、検討を重ねていくため、今後変更することがあります。